

地元企業プロモーションチャレンジ業務委託仕様書

1 業務委託名

地元企業プロモーションチャレンジ業務委託

2 業務の目的

市内高等学校に通う高校生が地元企業の魅力、技術及び製品を紹介する動画を制作するもので、サポート役として動画制作等に携わるフリーランスを掘り起こし協力を図る事業である。制作した動画を幅広い世代に視聴してもらうことで、地元企業の存在や魅力を認識し、就職先の選択肢を提案するとともに、企業の広報活動の支援につなげることを目的とする。

3 業務委託期間

契約日から令和7年12月26日（金）まで

4 上限金額

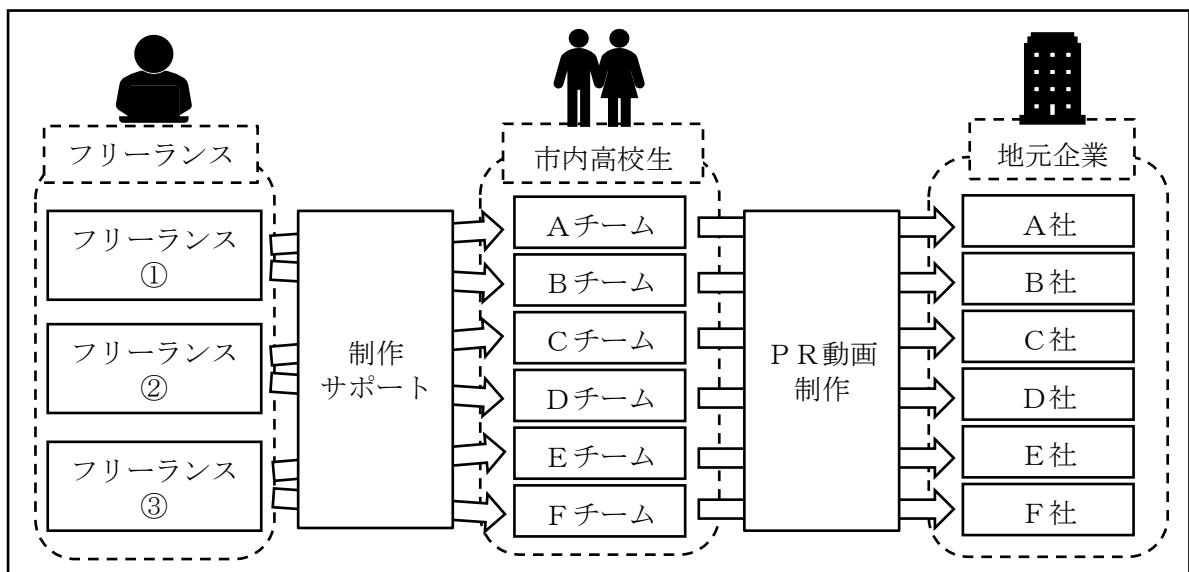
330,000 円／者（消費税及び地方消費税を含む。）

5 事業概要

(1) 概要

- 市内の高等学校に通う高校生を対象に、3～4人で構成するチームを6チーム募集し、各チームが地元企業取材し企業のPR動画を制作する。
- 動画制作については、フリーランス3人に業務委託を行い、1人あたり高校生2チームをサポートする。
- PR動画が完成後に試写会を開催し、参加チームや企業等に向けて発表を行う。

【事業概要イメージ】



(2) 事業スケジュール(案)

業務の詳細な実施時期については提案をもとに委託者と受託者が協議の上決定する。

時 期	内 容	
7 月	キックオフミーティング (全体)	・ 事業について概要説明 ・ 市内企業について調査 ・ 取材する企業の候補を挙げる。 (企業には市から依頼し、調整する。)
	勉強会 (全体)	・ 取材する企業の決定 ・ 取材方法や動画作成のスキルを学ぶ。 ・ 動画の企画、構成を協議
8 月～ 11 月	取材、撮影、制作 (各チーム)	・ チームごとに企業と日程調整し、取材や撮影を行う。 ・ 受託者と協力して動画を制作する。
12 月	P R 動画の試写会 (全体)	・ チームや企業が集合し、P R 動画の試写会を開催 ・ P R 動画は試写会後に企業に提供

6 業務内容

(1) 勉強会の実施

本事業に参加する高校生に対して、動画の企画、構成方法や制作方法に関する勉強会(市主催)に参加し、動画制作のノウハウについて教授すること。ノウハウの教授に係る費用は委託費に含むものとする。

(2) 参加チーム(高校生)による企業P R動画の制作等の補助

① 補助対象者

市内の高等学校に通う高校生3～4人で構成するチーム

② 補助チーム数

受託者1人あたり2チーム

ただし、高校生の参加状況によりサポートするチーム数を変更する可能性がある。

③ 取材対象

市内に事業所を有する法人又は個人事業主

④ 取材企業数

1チームあたり1社

⑤ 取材先は、原則参加チームへの希望調査を基に決定する。

⑥ 1社あたりの完成動画は本編の動画として3分程度を1本と、WEBやSNS等での情報発信の動画として30秒程度を1本の計2本作成すること。

なお、令和7年11月末までに全ての動画が完成するよう補助すること。

⑦ 動画を制作する際は、完成までの作業を原則高校生が行い、必要に応じて動画制作等の補助を行うこと。なお、動画の使用期間は、原則無期限で使えるように配慮すること。

⑧ 取材及び撮影の際は、チームに同行し、効果的な取材方法や撮影方法等の補助を行うこと。なお、企業への取材及び撮影は1チームあたり原則3日以上とし、1日あたりの取材及び撮影時間は定めない。

- ⑨ 動画は、高校生が所有するスマートフォン等で撮影し、その他必要な機材等については受託者で準備すること。なお、受託者の所有する撮影機材を使用しても構わないが、その他機材に係るトラブルについて市は責任を負わないものとする。
- ⑩ 音楽素材を使用する場合は、原則、オリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。
- ⑪ 事業の目的を十分に理解し、単に企業を紹介するなど紋切り型の企画とすることなく、企業の人材確保または事業拡大につながる訴求力の高い映像となるよう工夫すること。

(3) 参加チームが制作した成果物の提出等

- ① 動画は、鹿屋市ホームページや市SNSに掲載予定であるため、インターネット上でも配信可能なデータ形式とし、MP4のフォーマットに変換したデータを提出すること。
- ② 受託者において制作した動画の編集可能なデータを1年間保存しておくこと。

(4) 試写会の参加及び講評

取材先の企業や参加チーム、高校生等が集合し、各チームが制作した動画を鑑賞する試写会（市主催）に参加し、必要に応じて動画や取組等に対する講評を行うこと。

(5) 業務遂行体制の構築・管理及び制作物等について

- ① 本業務にかかる制作については、企業からの意見を反映させたものとする。
- ② 制作にあたっては、高校生の提案内容を基に高校生と企業、受託者で協議の上、委託者の同意を得て動画の構成・内容を決定する。なお、完成までに企業による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ③ 本業務にて使用する制作物等の制作費、肖像権及び著作権についての必要な手続き（撮影・編集はもとより、納品後の加工、放映（YouTube等へのアップやテレビ局等への提供・貸出を含む。）にあたる肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む。）、出演・協力者及び許可申請、使用料及び交通費等の本事業遂行に係る費用は全て委託費に含む。
 なお、鹿屋市職員等の旅費支給規則に基づき、高校生の交通費として7,400円（1チーム3,700円）を委託費に含む。
- ④ 参加者に係る事故等の補償については、「市民活動総合保障制度」で対応する。

7 業務スケジュール(案)

時 期	内 容	
7 月	勉強会（1回）	高校生に動画制作のノウハウを教授
8 月 ～11 月	取材、撮影（3日×2チーム） 動画制作（3日×2チーム）	各チームの取材・撮影・制作をサポート
12 月	PR動画の試写会（1回）	各チームの動画を鑑賞し、講評する。

8 個人情報の取り扱い

本業務の受託者は、本業務の実施に伴って取り扱う個人情報について、委託者の定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

9 成果物の権利関係

- (1) 本業務の履行における成果物の所有権は、全て本市に帰属するものとし、本市の事業及び本市が認める事業において使用ができるものとする（原則、無期限）。
- (2) 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作物（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引き渡し時に、本市に無償で譲渡する。この場合において、受託者は、当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。

10 協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、委託者と協議すること。ただし、社会通年上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。